

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者、小規模事業者等が行う新型コロナウイルス感染症等への対策に係る取組に対して交付する大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者、小規模事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体であつて、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすもの
 - ア 製造業等 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下であること又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。
 - イ 卸売業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であること又は常時使用する従業員の数が100人以下であること。

ウ サービス業 資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下であること又は常時使用する従業員の数が100人以下であること。

エ 小売業 資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下であること又は常時使用する従業員の数が50人以下であること。

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合であつて、業種の区分に応じ、前号アからエまでに定める要件を満たすもの

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合であつて、業種の区分に応じ、第2号アからエまでに定める要件を満たすもの

(5) 次に掲げる要件を全て満たす特定非営利活動法人

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する収益事業を行っていること。

イ 認定特定非営利活動法人でないこと。

ウ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条第1項に規定する補助対象事業を行う中小企業者、小規模事業者等（市内に事業所を有する者に限る。）その他市長が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 法人税法別表第1に掲げる公共法人

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）

イ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）

ウ 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

(6) 市税の滞納がある者

(7) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業であって、市内の事業所において行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市又は国、県その他の機関から補助対象事業について他の補助等を受ける場合は、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、備品費、機械装置等購入費、委託・外注費等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 補助対象事業の遂行に必要であると明確に判断できない経費

(2) 補助金の交付の決定の日以降に発生しておらず、又は第11条の規定による報告の日までに支払が完了していない経費

(3) 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費

(4) その他市長が別に定める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市内で事業を営んでいることが確認できる書類

(2) 収支予算書

(3) 市税の滞納がないことを確認できる書類

(4) 見積書の写し

(5) 誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該年度につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する

ものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更であって、補助対象経費の20パーセント以内の増減に留まるものその他軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(取りやめ)

第10条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業取りやめ届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支払を証する書類その他支出した補助対象経費の内訳を証する書類
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて現地調査を実施し、又は書類の提出等を求めることができる。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した設備について、当該設備を補助事業の目的以外の目的で使用し、移設し、贈与し、売却し、交換し、又は貸付の対象としてはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌

年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	事業番号	補助対象事業
飛沫防止	1	アクリル板の設置
	2	パーテーションの設置
	3	ビニールカーテンの設置
	4	ロールスクリーンの設置
	5	その他飛沫防止に資すると認められる事業
換気	6	CO ₂ センサーの設置
	7	換気扇の設置
	8	開口部の改修
	9	エアコン（換気機能又は空気清浄機能付きのものに限る。）の設置
	10	サーキュレーターの設置
	11	その他換気に資すると認められる事業
非接触・非対面	12	サーモグラフィの設置
	13	間取り変更のための壁の改修
	14	身体的距離の確保を促す看板の設置
	15	順番待ち位置印ステッカーの貼付
	16	テレワーク導入用機器の導入
	17	リモート会議用機器の導入
	18	非接触注文システムの導入
	19	予約受付システムの導入
	20	キャッシュレス機器の導入
	21	その他非接触・非対面に資すると認められる事業
	衛生	22
23		オゾン発生装置の設置
24		空気清浄機の設置
25		抗菌・抗ウイルスコーティングの実施
26		その他衛生に資すると認められる事業

大分市長 殿

(申請者)

所在地

名 称

(フリガナ)

代表者氏名

電話番号

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付申請書

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金の交付を受けたいので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

概 会 社 要 社	主たる業種 ※日本標準産業分類に基づく 業種分類を参考に記入		業種番号	
	資本金		従業員数	
本申請に係る事業所		業 種		
		用 途 (該当用途に☑)	☐店舗 ☐事務所 ☐その他 ()	
		名 称		
		所在地		
申請者の住所 (個人の場合に限る。)				
補助対象事業の名称				
補助対象経費 (事業に要する経費見込額)		金	円	
補助金交付申請額		金	円	

<添付書類>

第 年 月 日
号

殿

大分市長



大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	金 円
補助の条件	

年 月 日

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業 変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金に係る補助事業について変更したいので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助対象経費
変更前
変更後
- 3 交付を受けようとする補助金の額
変更前
変更後
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業
変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金に係る補助事業の変更について、次のとおりその変更を承認したので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更後交付決定額	金 円
補助の条件	

年 月 日

大分市長 殿

(補助事業者)
所在地
名 称
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業
取りやめ届出書

年 月 日付で申請した大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金に係る補助事業について、次の理由により取りやめたいので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

取りやめの理由	
---------	--

年 月 日

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金に係る補助事業について、その事業を完了したので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
実 施 日 程	年 月 日～ 年 月 日
事業の具体的な取組内容	
成果及び今後の展望	

< 添付書類 >

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金額 _____ 円

大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金について、大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	金 円		
振 込 先	金融機関名		支店名
	種 目	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人		